

滋賀県立陶芸の森ホームページ広告掲載要項

(趣旨)

第1条 この要項は、財団法人滋賀県陶芸の森（以下「陶芸の森」という。）が管理する滋賀県立陶芸の森ホームページのトップページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、「広告」とは、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載位置および枠数)

第3条 広告を掲載する位置および枠数は、陶芸の森が別に定めるものとする。

(広告の基準)

第4条 広告の内容は、広報として公共性、品位および信頼性を損なう恐れのないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反する恐れのあるもの
- (2) 思想、信条または宗教に関係あるもの
- (3) 氏名または意見を広告しようとするもの
- (4) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (5) 誇大または虚偽の恐れのあるもの
- (6) 社員等を募集するもの
- (7) その他広報媒体に掲載する広告として適当でないと陶芸の森が認めるもの

(広告の種類、規格等)

第5条 広告について、次の各号に掲げる事項は、陶芸の森が別に定めるものとする。

- (1) 広告の種類
- (2) 広告の規格
- (3) 広告の禁止表現
- (4) 広告の制限事項

(広告掲載の優先順位)

第6条 広告は、次の各号に掲げる事項に適合するものを優先して掲載するものとする。

- (1) 滋賀県の陶器産業の振興と文化の向上につながるもの
- (2) 滋賀県内に主たる事業所、営業所、店舗等を有するもの
- (3) 広告の掲載回数の少ないもの
- (4) 直近に広告を掲載していないもの

2 前項各号に掲げる事項について、優先順位を決定することができない場合は、抽選で決定する。

(広告の掲載の期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とする。ただし、1ヶ月以上の期間の広告掲載の申込みがあった場合は、その期間を掲載期間とすることができます。

2 広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

4 第2項および前項の規定にかかわらず、広告掲載開始日および広告掲載終了日が日曜日もしくは土曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日または12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合の広告掲載開始日および広告掲載終了日は、陶芸の森が別に定める。

（広告掲載の募集方法）

第8条 広告は、原則としてホームページにより公募するものとする。

（広告掲載の申込み）

第9条 広告の掲載を希望する者は、「滋賀県立陶芸の森ホームページ広告掲載申込書」（様式第1号）により、陶芸の森に申し込むものとする。

（広告掲載の決定）

第10条 陶芸の森は、前条の規定により申込みがあった場合は、第4条、第5条の規定に基づき審査し、広告主を決定する。

2 陶芸の森は、前項の規定により決定したときは、「滋賀県立陶芸の森ホームページ広告掲載（不掲載）通知書」により当該申込者に通知する。

（広告掲載内容の承諾）

第11条 広告主は、前条第2項の規定により広告掲載の通知を受けたときは、陶芸の森が指定する期限までに承諾書を陶芸の森に提出するものとする。

（広告原稿の作成および提出）

第12条 広告主は、原則として広告掲載開始日から起算して10日前までの陶芸の森の指定する日までに、原稿を陶芸の森の指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 陶芸の森は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第4条または第5条の規定に反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

（広告掲載料）

第13条 広告掲載料は、別に定める。

2 広告主は、広告掲載料を原則として広告掲載開始日から起算して10日前の日までの陶芸の森が指定する日までに、陶芸の森が発行する請求書により一括して支払うものとする。

（広告掲載の方法）

第14条 陶芸の森は、第12条第1項の規定により提出された広告原稿を原則として広告

掲載開始日の前日の午後1時から午後5時までの間に掲載するものとする。

2 陶芸の森は、前項の規定により掲載した広告を原則として広告掲載終了日の午後1時から午後5時までの間に削除するものとする。

(広告掲載の取消し)

第15条 陶芸の森は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第12条第1項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき

(2) 第13条第2項の規定により定められた日までに広告掲載料が支払われないとき

(3) 第4条または第5条の規定に反すると認めるとき

2 陶芸の森は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 陶芸の森は、第1項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、領収済みの広告掲載料を広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を支払っている場合は、広告の取消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

4 前項のただし書きの規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の中止)

第16条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を中止することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を中止するときは、書面により陶芸の森に申し出なければならない。

3 陶芸の森は、前項の規定により申し出を受けた場合で、既に広告掲載料が支払われているときは、領収済みの広告掲載料を広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を支払っている場合は、申し出を受けた日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第17条 陶芸の森は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第13条第1項の規定による広告掲載料について、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月中で1日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、陶芸の森がホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守または工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 第1項および前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の変更)

第 18 条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、あらかじめ陶芸の森に協議するものとし、第 12 条第 1 項の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第 12 条第 3 項の規定に準ずるものとする。

(リンク先の変更)

第 19 条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して 5 日前までに陶芸の森に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第 20 条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任および負担において解決しなければならない。

(協議)

第 21 条 この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、陶芸の森と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第 22 条 この要項に定めるもののほか、広告の取扱いに関する必要な事項は、館長が別に定める。

付 則

この要項は平成 17 年 11 月 1 日から施行する。